

非常時における登下校について

春日井市立藤山台中学校

本校では自然災害から生徒を守るため、異常気象時などにおける登下校について次のように定めていますのでご家庭でもご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

1 暴風警報が発令された場合

(1) 登校前に、「春日井市」に「暴風警報」が発令されている場合

- ア 午前7時までに警報が解除された場合 ⇒ 平常通り
- イ 午前11時までに警報が解除された場合 ⇒ 5時間目から授業開始
- ウ 午前11時を過ぎても警報が解除されない場合 ⇒ 当日の授業を中止

※ なお、上記ア、イの場合でも、道路の冠水等で登校が危険な場合には、登校を見合わせてください。

※ 報道機関により警報発令の地域が異なる可能性があります。「春日井市」に発令されていることをご確認ください。

エ 給食の有無については、前日に Home&School でお知らせします。

【前日に「給食中止」のお知らせをした場合】

午前7時までに警報が解除された場合 ⇒ 非常用給食を提供します。しかし、非常用給食の量に不安がある場合、追加で弁当をもたせていただいても構いません。

午前11時までに警報が解除された場合 ⇒ 昼食を済ませて登校させてください。

【前日に「給食中止」のお知らせをしなかった場合】

午前7時までに警報が解除された場合 ⇒ 給食を実施します。弁当はいりません。

午前11時までに警報が解除された場合 ⇒ 給食はありません。昼食を済ませて登校させてください。

午前6時		7時	8時	9時	10時	11時
授 業	午前7時以前に 警報解除	午前7時～11時までに 警報解除				午前11時以後も 警報発令中 休校(授業中止)
	平常通り授業実施	5時間目から授業実施				
給 食	前日に「給食中止」とお知らせした場合					
	○ 非常用給食を提供。 追加で弁当持参可	○ 昼食を済ませて登校				
	前日に「給食中止」とお知らせしなかった場合					
	○ 給食を実施	○ 昼食を済ませて登校				

(2) 登校後に、「春日井市」に「暴風警報」が発令された場合

- ア 授業を中止し、安全を確認して速やかに下校させます。
- イ 通学路の通行が危険であると判断したときや生徒の帰宅が困難と判断した場合には、校内の安全な場所に集めて待機させます。その後、保護者への引き渡しを行います。
 - ◎ 暴風警報が発令されましたら生徒は帰宅しますので、保護者の方はできる限り速やかに帰宅されますようお願いいたします。
 - ◎ 通学路の損壊や冠水等、通行不能や危険な状態を把握された場合は、早急に学校へ電話連

絡をお願いします。(藤山台中学校 91-3192)

2 特別警報及びレベル4以上の大雨警報等（以下「特別警報等」という）が発令された場合、または警戒レベル4以上の避難情報が春日井市から発表された場合

(1) 午前7時に「特別警報等」が発令されている場合

ア 午前7時の段階で、春日井市に何らかの「特別警報等」が発令されている時は、その日は一日休校とします。午前7時を過ぎて特別警報等が解除になった場合も、休校です。

イ 午前7時より前に特別警報等が解除されても、災害の状況・冠水・通学路等の安全が確認できるまでは、登校させないでください。

(2) 登校後に「特別警報等」が発令された場合

ア すぐに授業を中止し、生徒を校内の安全な場所で待機させます。そして、状況に応じて保護者への引き渡しを行います。ただし、レベル5の場合については校内待機とし、垂直避難など命を守る最善行動をします。

イ その後、特別警報等が解除されても、通学路等の状況から生徒の帰宅が困難と認められるときは、引き続き校内に待機させ安全確保をします。

「警戒レベル」とは→自治体や気象庁等から発表される5段階の避難行動：防災情報です。
「警戒レベル4」の避難行動は「危険な場所から全員避難」です。

3 雷注意報発令時の安全対策について

ア 登校前は、安全を確認し、ご家庭の判断によって登校させてください。

イ 在校中は、屋外の活動(体育・部活動)を中止し、危険がなくなるまで待機させます。

ウ 下校時も、危険がなくなるまで学校に待機させ、安全に十分注意して帰宅させます。

4 大規模地震（南海トラフ地震等）が発生または発生の恐れがある場合

(1) 春日井市において「震度5弱」以上の大地震が発生した場合は休校となります。

(2) 登校後に春日井市に「震度5弱」以上の大地震が発生した場合は、ただちに授業を中止し、生徒を校内の安全な場所で待機させます。状況によっては、保護者のお迎えをお願いすることがあります。

(3) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、その状況に応じて「休校」「学校待機」「保護者のお迎え」等の対応をします。

5 熱中症特別警戒情報が発表された場合

夏季休業中の出校日に熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表された場合は、出校日を臨時休業とします。